

豊田中央病院中央材料室材料管理等業務仕様書

下関市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する中央材料室材料管理等業務の仕様については、次のとおりとする。

1 業務概要

（１） 業務名称 豊田中央病院中央材料室材料管理等業務

（２） 業務場所 下関市豊田町大字矢田 3 6 5 番地 1
下関市立豊田中央病院

（３） 業務の目的

この業務は、豊田中央病院（以下「病院」という。）における診療材料等（この仕様書における診療材料等とは、診療材料、試薬、消耗備品。消耗品及び印刷物とする。以下同じ。）管理業務、院内配送業務、リネン類管理業務、中央材料室滅菌業務、清拭用タオル等洗濯業務、手術準備及び片付け清掃業務を関係法令に違反することなく、適正に行うことを目的とする。

（４） 基本方針

ア 業務責任者

業務の円滑な運営及び業務に係る従業員の労務管理、教育研修、健康管理等を総括するために、滅菌、物流管理等業務に精通した実務経験を有する者を業務責任者（以下「業務責任者」という）として院内に常時配置すること。

業務責任者は、業務に係る必要な事項について随時、下関市と協議し、指示事項については適切に対処すること。

イ 従業員

業務を円滑に行うために必要な技術及び知識（滅菌消毒の意義及び効果、主な感染症の予防策等）を有する適正な人員を従業員として病院内に配置し、「3 業務の内容」に示す業務を円滑に実施すること。なお、滅菌にあたっては、「普通第一種圧力容器取扱作業主任者」の有資格者を 1 名以上配置するものとする。

ウ 標準作業書

「3 業務の内容」に示す業務の具体的実施方法に関する標準作業書（マニュアル）を常備し、従業員に周知徹底すること。

エ 情報管理

業務の対象となる滅菌機材・物品等のマスター登録、履歴管理、分析提案等の情報処理を行うこと。そのために必要な機器等については、受託者の負担により病院内に整備するものとし、これら機器等に係る一切の責任についても受託者が負うこと。

（５） 経費の負担区分

1) 次の経費は受託者が負担する。

ア 受託者の従業員に係る労務費、法定福利費、法定外福利費、保健衛生費、被服費、健康診断費等

イ 物品を管理するため又は報告書を作成するための各種システム機器及びソフトウェアの購入費及び保守管理費並びにこれらで使用するための消耗品の購入費

ウ 物品の発注などに使用するために受託者が中央材料室に設置する業務用電話などの設置費及び通信費

エ 棚又は場所ごとに貼り付けるラベル及び配置一覧表の作成費。受託者が本業務を円滑に実施するために物品の管理を目的として専用のカード、ラベル、シール、機器、伝票などを使用するときは、その購入費

- オ 直接及び間接管理費
- カ 営業付帯経費及び各種会議への出席費等経費

2) 次の経費は下関市が負担する。

- ア 業務場所は無償で提供するほか、施設の維持補修などの経費
- イ 業務場所の光熱水費
- ウ 高圧蒸気滅菌用インジケーター、洗濯するための洗剤などの購入費
- エ 下関市が中央材料室に設置する院内電話に係る経費
- オ 各種収納棚、各種収納専用コンテナ及びボックス、専用カート、受託者の従業員が業務を行うために使用するディスポーザル手袋などの購入費並びにそれらの補充及び補修費
- カ 滅菌機器、手術機器、清拭車、各種材料費、テーブル、椅子、ゴミ箱等の施設費
- キ 本業務から排出される廃棄物の処理費

2 病院の概要

(1) 病院の基本理念

ア 基本理念

- ① 地域住民のニーズに対応した適正な医療の提供を行う。
- ② 高齢化社会における保健・医療・福祉の連携、統合を図る地域ケアシステムの拠点としての役割機能を持つ。

イ 基本方針

- ① 山間へき地等過疎地における病院として、地域住民が安全で安心できる医療体制の確立に努める。
- ② 自らの職務に責任を持ち、常に学習・研鑽に励み、地域医療水準の向上に努める。
- ③ 安定した病院経営に努め、健全で自立した経営基盤を確立する。

(2) 施設概要

ア 下関市立豊田中央病院

- ①所在地 郵便番号 7 5 0－0 4 2 4
 所在地 下関市豊田町大字矢田3 6 5 番地1
 電話番号 0 8 3－7 6 6－1 0 1 2
- ②施設構造等 敷地面積 1 0, 4 1 0. 0 1 m²
 建物構造 鉄筋コンクリート2階建て
 延床面積 4, 7 7 3. 3 4 m²
- ③病床数 7 1 床
 一般病床 6 0 床（うち地域包括ケア病床1 5 床）
 療養病床 1 1 床（休棟中）
- ④診療科 内科、外科、眼科、整形外科、脳神経外科、小児科、リハビリテーション科
 泌尿器科、皮膚科
- ⑤受付時間 午前 8 時 3 0 分 ～ 午前 1 1 時 3 0 分
 午後 1 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 0 0 分

(3) 基礎数値（令和8年4月1日現在）

- ①職員数 医師（常勤医師） 6 名
 看護師 4 6 名
 総職員数 9 5 名

②患者数	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
入院	1 3, 6 4 8 人	1 4, 8 9 4 人	1 3, 2 5 9 人
外来	2 5, 1 2 9 人	2 5, 2 4 7 人	2 4, 4 7 0 人
③手術件数	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
	2 7 7 件	3 1 4 件	2 5 9 件

3 業務の内容

(1) 診療材料等管理業務の内容は、次のとおりとする。

ア 中央材料室材料管理業務

- ① 本業務における対象物品は、甲が単価契約している診療材料等又は別途購入している診療材料等のうち、甲が本業務で管理するものと指定した診療材料等とし、印刷物を除いた診療材料等にあつては、あらかじめ契約先、メーカー、規格及び納入価格などの情報を乙に提供するものとする。
- ② 中央材料室における診療材料等（以下「指定診療材料等」という。）の管理
- ③ 指定診療材料等の適正在庫量の維持
- ④ 指定診療材料等の破損及び有効期限などの品質確認
- ⑤ 物品収納棚のラベル貼付及び配置一覧表の作成並びに物品の整理
- ⑥ 適正在庫量に基づく指定診療材料等の発注
- ⑦ 発注物品の納期管理及び納入遅延が予想されるときの関係部署への連絡
- ⑧ 指定診療材料等の納品並びに発注に関する書類及び納品書との突合
- ⑨ 納品者が受領印を押印した納入業者発行の納品書の事務局への回付
- ⑩ 毎月末の指定診療材料等ごとの納品報告
- ⑪ 毎月末の部署ごとに区分した特定保険医療材料払出数の報告
- ⑫ 毎月末の指定診療材料等の不動在庫一覧表の作成及び報告
- ⑬ 年度末の棚卸し及び棚卸し誤差の報告
- ⑭ 使用数量から判定する適正在庫量の設定及び報告（随時）
- ⑮ 仕様変更、形式変更、製造中止などの情報提供（随時）
- ⑯ 安価物品への物品変更の提案（随時）
- ⑰ 適性納品単位の提案（随時）

イ 定数材料管理業務

- ① 本業務における診療材料等とは中央材料室材料管理業務における診療材料等のうち、病院内の物品定数保管場所ごとに対象物品及び定数を定めた物品とし、甲、乙協議の上、あらかじめ物品定数保管場所、対象物品及び定数を定めておくものとする。
- ② 物品定数保管場所における診療材料等の在庫、定数補充、場所ごとのラベル貼付、配置一覧表の作成、破損及び有効期限などの品質確認及び整理
- ③ 毎月末の診療材料等の不動在庫一覧表の作成及び報告
- ④ 年度末の棚卸し及び棚卸し誤差の報告
- ⑤ 使用数量から判定する適正在庫量の設定及び報告（随時）

(2) 院内配送業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 本業務における対象物品は、薬剤、診療材料、消耗品、消耗備品、郵便物、文書など専用カートにより移動可能な小型物品とし、あらかじめ定めた集配場所の間の集配を行う。
- ② 集配回数は概ね 1 日に 1 回程度とする。ただし、甲が必要に応じて依頼したときは、乙は可能な限り早期に集配する。

(3) リネン類管理業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 本業務における対象物品は、基準寝具、患者衣などの物品とし、あらかじめ専用保管庫の定数下限を決めておくものとする。定数については、毎月 1 回協議の上、決定する。

- ② 専用保管庫内のリネン棚のラベル貼付並びにリネン類の破損などの品質確認及び整理
- ③ 指定診療材料等を除くリネン類の専業者への受渡し並びに枚数の確認及び報告
- ④ 年度末の豊田中央病院が購入している対象物品の棚卸し及び棚卸し誤差の報告
- ⑤ 使用数量から判定する適正在庫量の設定及び報告（随時）

（４） 中央材料室滅菌業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 本業務における対象物品は、滅菌等により再利用可能又は滅菌等を行わなければ使用できない診療材料、医療器具、リネン類等の物品（以下「滅菌対象物品」という。）とし、あらかじめ保管場所、対象物品及び定数を定めておくものとする。
- ② 保管場所におけるリネン類を除く滅菌対象物品の定数確認、棚ごとのラベル貼付、配置一覧表の作成、破損などの品質確認、整理及び滅菌期限の確認
- ③ 滅菌対象物品を甲の職員より受け入れ、それぞれ必要があるごとに中央材料室において仕分け、洗浄、乾燥、加工、組立て、包装、滅菌、保管、払出
- ④ 病棟及び外来で使用するガーゼ類の滅菌（必要な大きさへの切り分けも含む。）
- ⑤ 高圧蒸気滅菌においては、各種インジケーターにより確認し、滅菌効果に異常が現れたときは関係部署へ連絡すること。
- ⑥ 高圧蒸気滅菌の回数は、おおむね１週間に３回程度とする。ただし、甲が必要に応じて依頼したときは、乙は可能な限り早期に滅菌する。
- ⑦ 中央材料室の滅菌器材の定期的なメンテナンス及び故障等が発生したときの早期の報告
- ⑧ 毎月末の保管場所における滅菌対象物品の保管状況の確認及び報告
- ⑨ 毎月末の滅菌対象物品の不動保管物品一覧表の作成及び報告
- ⑩ 使用数量から判定する適正在庫量の報告（随時）

（５） 清拭用タオル等洗濯業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 本業務における対象物品は、あらかじめ排出場所を定めた氷枕カバー及び湯たんぽカバーなどで、中央材料室に甲が設置した洗濯機等の器材で洗濯可能な物品とする。
- ② 乙は、排出場所より清拭用タオルを回収し、洗濯後、タオルを巻き込んだうえ、清拭車にセットすること。
- ③ 清拭車の準備及び片付け

（６） 手術準備及び片付け清掃業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 本業務は、豊田中央病院手術室における手術前の準備及び手術後の片付け清掃を行うものとする。ただし、医薬品、医療、機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）にかかる薬剤管理は除く。また、手術の終了が業務の実施時間内に終了しないときは、甲の職員が最低限度の清掃などを実施の上、業務の翌実施日に引き継ぐものとする。
- ② 手術で使用する機械類の準備
- ③ 手洗い場への消毒液の補充及び院内薬局への請求
- ④ 板台の滅菌
- ⑤ カストの作成
- ⑥ 手術室及び手洗い場の清掃及びゴミ出し
- ⑦ 再使用する器械及び材料の乾燥及びあらかじめ定めた場所への保管
- ⑧ スリッパの洗浄及び収納
- ⑨ 未使用材料の返納

４ 実施日、実施時期及び従業員の配置

乙は、本業務に充てるため従業員を土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）を除く外来診療日の８時３０分から１７時００分までの間に豊田中央病院へ配置し、当該業務を行うこと。ただし、あらかじめ実施日及び実施時間について甲と乙との協議がある場合は、当該実施日及び実施時間とする。なお、残務整理等のための時間外作業を含むものとする。

5 院内配置従業員及び業務責任者

- (1) 乙は、前項の規定により配置した従業員（以下「院内配置従業員」という。）を変更した時は、あらかじめ当該配置従業員の経歴を添えて、甲へ報告するものとする。
- (2) 乙は、院内配置従業員の健康を保持するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従い、所定の健康診断を実施し、甲へ結果を報告すること。
- (3) 乙は、院内配置従業員の教育指導に万全を期すとともに、秩序規律及び風紀の維持に努めること。
- (4) 乙は、院内配置従業員から、業務責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、あらかじめ甲へ通知すること。ただし、滅菌消毒にかかる業務にあつては院内配置従業員以外から選任し、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の9に規定された者を滅菌消毒業務のみの業務責任者とすることができるものとする。
- (5) 甲は、業務の履行に関する指示を業務責任者に対して行うものとする。
- (6) 業務責任者は、業務を円滑に履行するため、又は業務や経営の向上を図るため、甲へ方策を提案することができるものとする。

6 実施時間以外の対応

本業務における各種物品を甲が所定の実施日及び実施時間以外で使用する必要が生じたときは、甲の職員が中央材料室へ立ち入り、乙が管理している物品を使用できるものとする。

このとき、甲は、使用した事実を乙へ連絡することとし、乙は甲の職員が支障なく使用できるように収納棚等のラベル及び配置一覧表を常に最新の状態にしておくこと。

7 会議の出席、資料の提供等

次の事項は、乙が行うことができるものとする。

- ア 各業務で定めた報告のほか、甲が開催する各種会議への出席、会議の資料の作成並びに業務の円滑化及び経営の向上を図るための甲への方策の提案
- イ 業務に関する最新情報の提供及び紹介

8 乙の責務

- (1) 注意事項
乙は、業務を遂行するに当たり、病院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものである事を十分認識し、病院業務に従事する職員としての自覚を持つこと。
- (2) 守秘義務
乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契期間が終了した後においても同様とする。なお、乙は、研修等を通じて従業員に対してプライバシーの保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報の保護に万全を期すること。
- (3) 代替要員の確保
乙の事情により従業員の欠員が生じることがないように、従業員と同等の能力を有する代替要員の確保等必要な措置を講ずること。

9 その他

- (1) この業務は、医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の規定に則り、委託するものであるので、医療法施行規則第9条の9の滅菌消毒業務の規定のうち、病院で滅菌業務を行う場合の乙側が守るべき事項を遵守し、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日厚生省健康政策局長通知）の業務委託に関する事項のうち滅菌業務に関する事項及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成17年12月22日厚生労働省医政局経済課長通知）の乙が守るべき事項についても十分に留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示をうけるものとする。